

「2026 税金ポケットブック」のお詫びと訂正

「2026 税金ポケットブック」の56-57頁の「◇所得控除の種類と金額」の表中に誤りがありました。

57頁の「配偶者控除」「配偶者特別控除」「特定親族特別控除」の所得制限について、2026年度は58万円ではなく「**62万円**」となります。

それに従い特定親族特別控除の合計所得金額の範囲も「**62万円**～123万円」となります。

正しくは下記のとおりとなります（**赤字部分**）。

お詫びするとともに訂正いたします。

配偶者控除	納税者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	イ. 控除対象配偶者とは、合計所得金額が1,000万円以下である納税者（夫）と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が 62万円 以下の人 ロ. 老人控除対象配偶者とは、年齢70歳以上 ハ. 配偶者が青色事業専従者等でない
	900万円以下	38万円	48万円	
	950万円以下	26万円	32万円	
	1,000万円以下	13万円	16万円	
配偶者特別控除	納税者の合計所得金額	控除額		イ. 納税者（夫）と生計を一にする配偶者がいる ロ. 納税者（夫）の合計所得金額が1,000万円以下 ハ. 配偶者が青色事業専従者でない ニ. 配偶者が控除対象配偶者以外の人
	900万円以下	3万円～38万円		
	950万円以下	2万円～26万円		
	1,000万円以下	1万円～13万円		
扶養控除	年少扶養親族（16歳未満）	0円		イ. 扶養親族の所得制限は、合計所得金額が 62万円 以下の人 ロ. 老人扶養親族とは、年齢70歳以上の扶養親族 ハ. 同居老親等とは、所得者又はその配偶者の直系尊属（父母または祖父母など）で同居を通常している人 ニ. 扶養親族が青色事業者専従者等でない
	16歳以上19歳未満の扶養親族	38万円		
	19歳以上23歳未満の特定扶養親族	63万円		
	23歳以上70歳未満の扶養親族	38万円		
	同居老親等以外の老人扶養親族	48万円		
	同居老親等の老人扶養親族	58万円		
特定親族特別控除	合計所得金額	控除額		扶養親族の合計所得金額が 62万円 以下の場合 は、（特定）扶養控除
	62万円 ～123万円	63万円～3万円		